

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）

目次

I	鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	1
第一	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	1
第二	関係主体の役割の明確化と連携	2
1	関係主体ごとの役割	2
2	関係主体の連携	4
第三	科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	5
1	科学的情報の収集	6
2	特定計画制度の推進	6
3	鳥獣保護区の指定及び管理	7
4	狩猟の適正化	8
5	鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項	8
第四	鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	9
1	制度上の区分に応じた保護及び管理	9
2	鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方	12
第五	人材の育成及び配置	14
1	鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置	14
2	研修等による人材育成	14
3	認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	15
第六	その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	15
1	国の鳥獣捕獲許可の許可基準	15
2	輸入鳥獣の取扱いの適正化	15
3	愛玩飼養の取扱い	15
4	傷病鳥獣救護に関する考え方	16
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護	16
6	感染症への対応	16
7	鳥獣への安易な餌付けの防止	16
8	国際的取組の推進	17
II	希少鳥獣の保護に関する事項	18
第一	希少鳥獣の保護及び管理	18
第二	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	18
1	計画の対象とする鳥獣	18
2	計画の期間	18
3	計画の対象地域	18
4	保護又は管理の目標	19
5	保護事業及び管理事業	19
6	計画の記載項目	20
7	計画の作成及び実行手続	21
8	計画の見直し	21
9	計画の実行体制の整備	22
III	鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	23
第一	鳥獣保護管理事業計画の計画期間	23
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	23
1	鳥獣保護区指定の目的と意義	23
2	鳥獣保護区の指定方針	23

資料 2

1	3	鳥獣保護区の指定区分及び指定基準	24
2	4	特別保護地区の指定	26
3	5	特別保護指定区域	26
4	6	休猟区の指定	27
5	7	鳥獣保護区の整備等	27
6	第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	28
7	1	鳥獣の人工増殖	28
8	2	放鳥獣等	28
9	第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	29
10	1	捕獲許可基準の設定にあたっての共通事項	29
11	2	目的別の捕獲許可の基準	31
12	2-1	学術研究を目的とする場合	31
13	2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	33
14	2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	34
15	2-4	その他特別の事由の場合	37
16	3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	39
17	3-1	捕獲許可した者への指導	39
18	3-2	許可権限の市町村長への委譲	40
19	3-3	鳥類の飼養登録	40
20	3-4	販売禁止鳥獣等の販売許可	40
21	3-5	住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項	41
22	第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	41
23	1	特定猟具使用禁止区域	41
24	2	特定猟具使用制限区域	41
25	3	猟区	42
26	4	指定猟法禁止区域	42
27	第六	特定計画の作成に関する事項	43
28	1	計画作成の目的	43
29	2	対象鳥獣の単位	43
30	3	計画期間	43
31	4	対象地域	44
32	5	計画の目標	44
33	6	保護事業又は管理事業	44
34	7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	45
35	8	計画の記載項目及び様式	46
36	9	計画の作成及び実行手続	46
37	10	計画の見直し	47
38	11	計画の実行体制の整備	47
39	第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	48
40	1	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	48
41	2	法に基づく諸制度の運用状況調査	48
42	3	新たな技術の研究開発	49
43	第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	49
44	1	鳥獣行政担当職員	49
45	2	鳥獣保護管理員	50
46	3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	50
47	4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	51
48	5	取締り	51
49	6	必要な財源の確保	52
50	第九	その他	52

1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	52
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い.....	52
3	狩猟の適正化.....	52
4	傷病鳥獣救護への対応.....	52
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護.....	54
6	感染症への対応	54
7	普及啓発.....	54
8		
9	IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項.....	56
10	第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項.....	56
11	1 目的.....	56
12	2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目	56
13	第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	56
14	1 背景及び目的.....	57
15	2 対象鳥獣の種類	57
16	3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	57
17	4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	57
18	5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	57
19	6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容	57
20	7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	59
21	8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	59
22	9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項.....	59
23	第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続	60
24	1 関係地方公共団体との協議.....	60
25	2 利害関係人の意見の聴取	60
26	3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告	61
27	4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続	61
28	5 国の機関が実施する場合の手続	61
29	第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方	62
30	1 委託先の考え方	62
31	2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項	62
32	3 従事者証の交付	62
33	第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画.....	63
34	1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成	63
35	2 夜間銃猟の実施手続	64
36	第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	64
37		

1
2 I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
3

4 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
5

6 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを
7 豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を
8 果たすものである。我が国は、高度に経済を発達させながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有
9 している。このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世
10 界に対しても誇り得るものである。

11 しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方
12 で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあるこ
13 とから、これら鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣
14 の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

15 特に、近年、ニホンジカやイノシシ等において、急速な生息数の増加と生息分布の拡大が生じ
16 ており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等への被害が深刻な状
17 況となっている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや、加
18 害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加
19 害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物
20 種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。

21 そこで、環境省及び農林水産省は、平成 25 年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対
22 策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を 10 年後(平成 35 年度)
23 までに半減することとした。また、平成 26 年 4 月に示した「被害対策強化の考え方」において、10
24 年後(平成 35 年度)までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与えるカワウの生
25 息数の半減を目指す目標について、侵入防止柵の設置や追い払い等により、群れやねぐら・コロ
26 ニーの加害度を低減させることを含め、取り組むこととした。

27 こうした状況に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律
28 第 88 号)が改正され、平成 27 年 5 月に完全施行された。改正に伴い、法律の題名は、「鳥獣の
29 保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。)となった。なお、従前より、
30 直接対象とする鳥獣のみならずその他の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、
31 必要に応じて個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥獣種
32 の個体群、及び当該個体群と人間との関係を適正な状態に誘導することを広く「管理」等と呼んで
33 いた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、「鳥獣の管理」とは「生物多様性の
34 確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準
35 に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、「鳥獣の保護」とは、
36 「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息
37 数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の
38 水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味での「管理」を図るた
39 めの具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を位置付けている。本指

1 針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義のものとして使用する。
2 全国的に深刻な農林水産業被害等に対応するためには、法に基づく新しい制度の運用に加え、
3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第
4 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要で
5 ある。

6 鳥獣の管理を強化する必要がある一方で、鳥獣の保護や安全の確保の観点も併せて進めてい
7 く必要がある。今後、指定管理鳥獣を中心として、積極的な管理が進む中で、~~事故の増加等のほ
8 か~~鳥獣の保護の観点では、例えば、鉛製銃弾等による鳥類への影響や、わなの使用数が増加
9 することによる意図しない鳥獣種の捕獲(以下「錯誤捕獲」という。)等の増加が懸念される。これら
10 に対しては、指定猟法禁止区域制度の適切な活用等、法に規定されている既存の規制的手法を、
11 より一層的確に運用することが求められる。

12 安全の確保の観点では、平成 26 年の法改正により、夜間銃猟や市街地での麻醉銃猟をはじ
13 めとして、これまで捕獲活動が行われなかつた場所や時間帯での捕獲が行われることに伴う事故
14 の発生が懸念される。これらの実施に当たっては、~~重大な事故につながることが発生しないよう、~~
15 行政機関には、これまで以上に、関係者間の合意形成、現場に即したきめ細かな計画、地域での
16 慎重な調整が求められる。捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の向上は当然と
17 して、安全管理の徹底が求められる。

18 これらを科学的かつ計画的に実施するためには、鳥獣の保護及び管理に係る体制の整備が不
19 可欠である。まず、国、都道府県、市町村、民間の団体等は、それぞれの役割を明確にし、その
20 役割を果たした上で、必要な連携を図る必要がある。また、その役割を果たすためにも、科学的な
21 情報の収集と計画的な事業の実施、事業の評価が不可欠である。さらに、これを確実に実行する
22 ために、鳥獣の保護及び管理に関わる専門的な知見を有する人材の確保及び育成と適所への
23 配置又は活用が求められる。

24 これらの取組は、全国的に都市化と過疎化が同時に進行し、多くの人にとって鳥獣と人の生活
25 との関係が希薄になっているとともに、市街地等への鳥獣の出没等の問題も発生している社会背
26 景の中で行われることとなる。人と鳥獣の関係はどうあるべきかを将来的な課題として検討するた
27 めには、都道府県域をまたぐ広域的な視点、集落管理を含めた地域的な視点のほか、鳥獣のも
28 たらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視野が必要である。この観点から
29 は、狩猟のあり方、野生鳥獣の愛玩飼養の考え方、傷病鳥獣救護の進め方も捉え直す必要があ
30 ると考えられる。

31
32 第二 関係主体の役割の明確化と連携

33
34 1 関係主体ごとの役割

35 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を
36 果たす。

37 (1) 国の役割

38 国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方向
39 性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。国は、鳥獣の保護及び管理の状況の変

1 化、社会的変化に応じて、5年ごとに基本指針を見直す。

2 具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適
3 切な管理、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理、
4 渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行う。また、科学的・計画的な鳥獣の保護及
5 び管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、
6 指定管理鳥獣等の特に重要な鳥獣のについては、全国的な分布域の調査や生息数の推定、個
7 体群管理や捕獲等に関する技術開発及び普及等を実施するのほか、希少鳥獣の基礎的な知見
8 の収集を図るとともに、各都道府県の生息状況調査等の取組の促進や技術的な助言を行う。さら
9 に、法に基づいて行う制度の運用の概況に関する情報を鳥獣関係統計として集計する。

10 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業
11 を支援する。

12 広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。

13 (2) 地方公共団体の役割

14 ア 都道府県

15 都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府
16 県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施
17 する。

18 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理員
19 の資質向上を含めた人材の育成・配置を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、
20 市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。

21 また、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、対象
22 とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定する。当該都道府県内において、各主体が実施する取
23 組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。特に、指定管理鳥
24 獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて指定管理鳥
25 獣捕獲等事業を実施するため計画を策定して、各都道府県における生息数の推定等を行うとともに
26 について、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するとともに、実施計画の目標達成のために
27 必要な捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収
28 集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努める。

29 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画及び
30 並びに第一種特定鳥獣保護計画及び並びに第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」とい
31 う。)との整合が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

32 イ 市町村

33 近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から
34 委譲されているほか、鳥獣被害防止特措法にに基づく定める被害防止計画に基づく施策を実施す
35 る等、市町村の役割が増大している。

36 鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計
37 画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定

した市町村は、都道府県と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に、都道府県に報告する。

(3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。特に、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮する。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努める。

イ 市民、民間団体(NPO、NGO)、専門家等

市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

専門的な知識及び技術等を有している団体や自然とのふれあいに関する民間団体は、各団体の専門性等に応じて、保護及び管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 機関・団体の横断的な連携

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、他の関係行政部局、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担う。

(2) 情報と方針の共有

地域間の取組方針の違いや連絡調整の不足により、鳥獣保護管理事業が適切に実施できない場合がある。例えば、無計画な捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大

1 等が生じないように、特に、隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。

2

3 (3) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

4 これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る
5 被害の防止の目的での捕獲は、平成 26 年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく
6 個体数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。

7 この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲
8 と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。

9 特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府
10 県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制、市町村が行う捕獲体制は、第二種特定
11 鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、認定
12 鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

13 山林の奥地や山域等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管理鳥獣
14 捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者を含めて、その場所に
15 最適な捕獲方法の検討・選択や体制の構築を行う必要がある。

16 市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規
17 定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)等の捕獲隊は、隊員数の減少、高齢化が進んで
18 いる。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者を捕獲隊員に選定をする、市町村の境界
19 を越えた広域の捕獲隊を編成する、農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな
20 捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の
21 生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

22 個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、クマ類やイノシシ等の大型獣類が人里に出没し
23 た場合の対応にあっては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制
24 を予め計画的に準備しておく必要がある。市街地周辺での麻醉銃猟や空砲による追い払い等、
25 特殊な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団
26 体等との連携を強化する必要がある。

27

28 (4) 地域に根ざした取組の充実

29 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息
30 環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが
31 効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具
32 体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知していく
33 必要がある。

34 また、都道府県及び市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として
35 認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資する
36 よう適切な活用を図る。

37

38 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

39

1 1 科学的情報の収集

2 (1) 順応的な計画の作成と目標の設定

3 鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を
4 対象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画
5 的な目標の設定を行い、これを順応的に見直していく姿勢が重要である。

6 この目標は、適切な情報公開の元下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づ
7 いて設定することが必要となる。ここでいう科学的な知見については、生態学的な考え方や鳥獣
8 保護管理事業の実施結果の客観的な情報だけではなく、農林水産業に関する情報、社会科学
9 的な知見も重要である。これらの膨大な情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施し、
10 これにより得られた知見を、事業結果の評価に活かすことが不可欠である。

11

12 (2) 収集するべき情報の項目とその活用

13 収集するべき情報の項目は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状
14 況、個体数推定に必要な捕獲情報及び生息密度情報、被害防除対策や効率的な捕獲に関する
15 技術とする。情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟(法第 11 条第1項第1号の規定に基づき
16 行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)、捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲
17 される全ての鳥獣種とし、これらの情報を、法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する。

18 都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管理
19 事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画について
20 は、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得られた
21 情報は、関係者間において共有する。

22 国は、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、最低限収集すべき情報の項
23 目の全国的な規格化(標準化)を進め、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等、特に重要な鳥獣種に重
24 点を置きつつ、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報等を、政府が整備及び管理を行う情報シス
25 テム等で収集する体制整備を図る。

26

27 2 特定計画制度の推進

28 (1) 特定計画に基づく施策の着実な実施

29 都道府県及び市町村は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計
30 画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な特定計画に基づく施策を実施する
31 ための実施計画を作成する等し、個体群管理・被害防除対策・生息環境管理を総合的に推進す
32 る。なお、都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定め
33 られた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように
34 必要な指示を行う。

35

36 (2) 技術ガイドライン等の整備

37 国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援
38 を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取
39 組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガ

1 イドラインを整備する。技術ガイドラインについては、概ね5年ごとに見直し、情報の更新に努める。

2

3 鳥獣保護区の指定及び管理

(1) 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

5 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整
6 備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し
7 た上で、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る等、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理
8 に努める。

ア 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

10 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点
11 から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて
12 必要があると認められる場合には、計画的に指定を行う。また、鳥獣の保護のモデルとなるような
13 適切な鳥獣保護区の管理を推進する。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に
14 係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容
15 に準じて実施する。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥
16 獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業
17 等に係る被害の軽減も図る。

18 湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区に
19 ついては、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラ
20 ムサール条約湿地の指定に努める。

21 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観
22 点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要が
23 あると認められる場合には、計画的に指定を行う。

24

イ 保護に関する指針の充実

26 近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じ
27 ており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の
28 鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求めら
29 れている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣を始めとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場とし
30 ての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推
31 進が求められている。

32 こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区の保護に関する指針及び特別保護地区の
33 保護に関する指針(以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。)の充実に努めるとともに、
34 Ⅲ第七2(1)の対象となる地域で行った鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査結果を反映し
35 たものとする。また、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区
36 の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める。

37

(2) 鳥獣保護区における保全事業の推進

39 保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該

1 鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると
2 認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。指定者で
3 ある国又は都道府県は鳥獣の生息環境の保全及び整備を図る観点から、必要に応じて積極的に
4 保全事業を行う。

5 保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関
6 係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に
7 関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

8 また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事
9 業の実施計画を作成し、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得る。

10 なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努
11 める。

12

13 (3) 環境教育等の推進

14 鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所
15 に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。
16 また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信
17 等を行うよう努める。

18

19 4 狩猟の適正化

20 狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った者の
21 自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢献しう
22 るものであることを踏まえ、狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。また、狩猟者は、
23 今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の理解を得ていくこと
24 が必要である。

25 狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生しうる。猟具の使用による危険の予防等は、
26 狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩猟者にあって
27 は、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも含めて遵守する
28 ことも求められている。

29 一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いているため、狩猟者の人数の確保が喫緊の課
30 題であることから、狩猟の役割について普及啓発を行うとともに、狩猟者確保の方策につい
31 て充実に努める。

32

33 5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

34 (1) 鳥類の鉛中毒の防止

35 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例
36 の増加等が懸念されているが、特に北海道を除く地域において鉛中毒の発生実態に関する科学
37 的知見は十分蓄積されていない。

38 国及び都道府県は、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染状況の現状を科学的に把握す
39 るため、効果的なモニタリング体制を構築する。鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は

猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定獣法禁止区域制度の活用や捕獲等事業において非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため代替弾に関する情報について把握、周知に努めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについて普及啓発を図る。

5

6 (2) 錯誤捕獲の防止

7 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、わなの使用に伴って錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止と錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用する。錯誤捕獲の防止は、非対象種の保護の観点で重要となるだけでなく、対象種の効率的な捕獲にも効果がある点について留意する。

13

14 (3) 捕獲個体の活用の促進

15 鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、鳥獣の管理を促進する観点から、地域の実情に応じて、食肉等への活用を含め等の有効利用を促進する。

17

18 (4) 地域住民の理解と協力

19 鳥獣の管理の実施は鳥獣の捕殺を伴うことから、国民の理解を得るためにには、鳥獣の生息状況及び被害状況とそれらを踏まえた対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

22 また、今後、指定管理鳥獣等については捕獲数の増大が見込まれる中、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらうことは重要である。

25

26 第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施

27

28 以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。

29

30 1 制度上の区分に応じた保護及び管理

31 (1) 希少鳥獣等

32 ア 対象種

33 希少鳥獣は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B類又はII類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧 I A・I B類又はII類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境大臣が定めるものとする。国は、レッドリストの見直し、あるいは適切な保護又は管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。

38 また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥

- 1 獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。
2 なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。
3
4 イ 保護及び管理の考え方
5 環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の
6 実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。
7 さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又
8 は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、都道府
9 県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。
10 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関
11 する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく取組を実施する。
12
13 (2) 狩猟鳥獣
14 ア 対象種
15 狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境大臣が定めるものとする。
16 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
17 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次のa~cのいずれの観点でも著しい影響を及ぼさ
18 ないもの。
19 a 当該鳥獣の保護の観点
20 b 生物多様性の確保の観点
21 c 社会的・経済的な観点
22 この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域
23 個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的
24 に検討する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥
25 獣の見直しを行う。
26
27 イ 保護及び管理の考え方
28 国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟
29 鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の
30 情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能とな
31 るよう保護を図る。
32 ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観
33 点での保護の取組は行わない。
34
35 (3) 外来鳥獣
36 ア 対象種
37 外来鳥獣は、我が国に過去あるいは現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導
38 入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去あるいは現在の
39 自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせて

1 いる又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

2

3 イ 管理の考え方

4 農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び**有害**
5 **鳥獣捕獲被害の防止の目的での捕獲**を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による
6 生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」とい
7 う。)に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

8

9 (4) 指定管理鳥獣

10 ア 対象種

11 指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥
12 獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の
13 生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況
14 等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣を除く。)として、環境
15 大臣が定めるものとする。

16 国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥
17 獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果
18 から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適
19 切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

20

21 イ 管理の考え方

22 指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を
23 積極的に推進する。

24 都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を
25 設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。都道府県は、生息分布域に関する調査や個体
26 数推定等を実施する。また、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実
27 施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

28 国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。国の機関が、自らが管理す
29 る区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国自ら捕獲等を行うことと
30 し、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理
31 鳥獣捕獲等事業を実施する。

32

33 (5) 一般鳥獣

34 ア 対象種

35 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

36

37 イ 保護及び管理の考え方

38 全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系
39 に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じ

た対策を講じる。たとえば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシカ等について、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又は管理を図る必要がある。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

(1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

3つ以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針(以下「広域指針」という。)の作成に努める。

ア 広域指針の作成及び見直し

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に關係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。

イ 広域協議会の設置

広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に關係する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。

ただし、カワウ等鳥類のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいものについては、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

ウ 科学的及び順応的管理の推進

広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行う。

広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の作成及び見直しについて助言を行う。

エ 広域指針の記載項目

1 広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。

2 1 広域的な保護又は管理の目的及び背景

3 2 保護又は管理すべき鳥獣の種類

4 3 広域指針の期間

5 4 広域指針の対象地域

6 5 広域的な保護又は管理の目標(①現状、②保護又は管理の目標、③目標を達成するため
7 に必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方、④対象地域内における区域ごとの
8 目標設定(ゾーニング等))

9 6 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項

10 7 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項

11 8 広域的な保護又は管理における被害防除対策

12 9 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック

13 10 その他広域的な保護又は管理のために必要な事項(①広域的な実施体制(広域協議会の
14 体制等)、② 特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他)

16 (2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣

17 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又
18 は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施によ
り、きめ細かな保護に努める。

21 (3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣

22 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は
23 増加しているものについては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林
24 水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果
25 的に被害の軽減を図るため、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施すること
26 等により、きめ細かな管理に努める。

27 また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる
28 ツキノワグマ等の種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をも
29 った管理に努める。

31 (4) 渡り鳥及び海棲哺乳類

32 ア 国境を越えて移動する渡り鳥は、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位
33 置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息状況の
34 把握や保全の方策について検討を進める必要がある。我が国に渡来する渡り鳥の保護
35 については、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締
36 結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、条約・協定の締結に向けて取り組んでいる。
37 国は、これらに基づき、引き続き、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や国
38 際的な共同研究等を進める。国内においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切
39 に進め、渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、必要に応じて保全事業を実施する。また、

1 渡り鳥の飛来経路や鳥獣その重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に
2 加え、発信機等を使用した調査を進める。

3

4 イ 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や
5 地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及び
6 地域個体群の存続を図る。なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって海
7 棲哺乳類に属するものについては、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認め
8 られるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行う。

9

10 第五 人材の育成及び配置

11

12 1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

13 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を
14 育成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的な意義を踏まえ、
15 狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法
16 行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

17 国は、各都道府県において鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政担当
18 職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況
19 について把握し、毎年公表する。また、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び
20 管理に関する専門的な知識を有する人材を確保する体制の整備、活用を図るとともに、都道府県
21 や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づ
22 く助言を行う等の支援を行う。

23

26 2 研修等による人材育成

27 鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が連携して、全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修について、関係省庁が連携して取り組むを実施する。都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。

33 研修内容は、鳥獣保護管理制度、順応的管理のあり方、鳥獣保護管理事業の柱である個体
34 群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計画の評価、見
35 直し等に関する内容等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を含
36 めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、内容を評価
37 し、適切な見直しに努める。

38 なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とでは、求められる技能や知見が異
39 なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。こうしたことを踏まえ、国、都道

1 府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣保護管理に係るカリ
2 キュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

3

4 3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

5 認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携
6 わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関
7 与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

8 国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を
9 通じて、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理
10 の維持・向上を図るため、必要な情報を提供する。

11 なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見
12 直す。

13

14 第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

15

16 1 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

17 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、III第四の内容に準じて定める。

18

19 2 輸入鳥獣の取扱いの適正化

20 (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方

21 特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14
22 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。)第 27 条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、原
23 則として、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された
24 個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

25 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に該
26 当することをもって指定する。

27 ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。

28 イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が飼
29 養されている種であること。

30 ウ 他の自然環境関連法令(種の保存法、外来生物法)により輸入規制、国内の譲渡し等の規制
31 の対象とされていない種であること。

32

33 (2) 特定輸入鳥獣の取扱い

34 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することによ
35 り、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努める。

36

37 3 愛玩飼養の取扱い

38 愛玩のための飼養の目的で野生鳥獣を捕獲することについては、違法な捕獲や乱獲を助長す
39 るおそれがあることから、原則として許可しない。また、鳥獣は本来自然のままに保護することが望
40 ましいという考え方従い、その規制の強化に努めるものとする。一方、野鳥の愛玩飼養の慣習

1 が古くからあるものの、飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等にかんがみ、これ
2 まで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含めて検
3 討する。この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉面、国内外の
4 生物多様性の確保等を踏まえた野生鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を行う。

5

6 4 傷病鳥獣救護に関する考え方

7 野生鳥獣は、山野等にあって、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。
8 このように野生生物の生と死によって成り立っているものが生態系であり、自然の傷病による野生
9 鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。

10 一方、人には野生鳥獣を敬い命を大切に思う気持ちがある。傷病により保護を要する野生鳥獣
11 (傷病鳥獣)を救護することは、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も
12 生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

13 傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の個体の**野**
14 **生復帰放野**や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置**の実施**等、生
15 物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。

16

17 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

18 国及び都道府県は、「1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、
19 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)
20 等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努める。

21 国は、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合
22 に備え、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施さ
23 れるよう、予め、連絡体制の整備や関係者への研修を行う。

24

25 6 感染症への対応

26 高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみな
27 らず、口蹄疫のような、人には感染しないが、家畜と野生鳥獣に感染する感染症についても、野生
28 鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。感染症対
29 策は、希少鳥獣や個体群の保全及び生物多様性の確保の観点から、また、人や家畜等への感
30 染予防及び感染拡大の防止の観点から、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局
31 等と連携して実施することが必要であり、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な
32 知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施し、國
33 民や地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

34

35 7 鳥獣への安易な餌付けの防止

36 鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及
37 び農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者
38 による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそ
39 れがある。

1 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、
2 地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防
3 止についての普及啓発等に積極的に取り組む。

4 希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の
5 拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行う。

6 さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、
7 鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、鳥獣の生息状況を踏ま
8 えながら地域社会等での普及啓発等にも努める。

9

10 8 國際的取組の推進

11 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国等と連携・
12 協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

13

1
2 **II 希少鳥獣の保護に関する事項**

3
4 **第一 希少鳥獣の保護及び管理**

5
6 希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要
7 がある。例えば、生息環境の劣化や消失が要因である種については、生息地の環境の維持・復
8 元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の
9 危険性が高い種については、新たな生息地を整備していく必要がある。

10 一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林
11 水産業等に係る被害が深刻なことから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥
12 獣の存在が顕在化している。

13 このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管
14 理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずる。

15
16 **第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項**

17
18 **1 計画の対象とする鳥獣**

19 (1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

20 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により種
21 又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図る
22 観点から、計画的な保護を図る必要があると認められる種とする。

23 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。

24
25 (2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

26 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲
27 が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性
28 の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地
29 域個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められる
30 ものとする。

31 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要な地
32 域に重点を置いて作成する。

33
34 **2 計画の期間**

35 計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。

36
37 **3 計画の対象地域**

38 計画の対象地域は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよう適切に
39 設定する。

1 4 保護又は管理の目標

2 希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定
3 めるものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該
4 希少鳥獣の生態(繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。)に関する調査、生息動向、生息環境、
5 被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

6 目標の設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保
7 護事業又は管理事業への反映によるフィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び
8 専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ進める。また、設定された目標については、
9 保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行
10 う。

11 具体的には、下記のとおり設定する。

12 (1) 希少鳥獣保護計画における目標

13 生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、生息地の保護及
14 び整備についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定す
15 るよう努める。

16 (2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

17 生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、被害防除対策に
18 ついても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努め
19 る。

22 5 保護事業及び管理事業

23 (1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

24 計画の目標を達成するため、都道府県や市町村(種によっては関係国や国際機関)と連携し、
25 計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事
26 項として、以下の事項を盛り込む。

27 ア 希少鳥獣の保護の方策に関する事項

28 保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を
29 定めて実施する。

30 イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

31 関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図る。

32 また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休獵区に指定し、更
33 に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討する。また、各種土地利用が行
34 われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求める。
35 さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための
36 方法及び内容を記載する。

37 (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

38 計画の目標を達成するため、都道府県や市町村(種によっては関係国や国際機関)と連携し、

1 地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等
2 の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施する。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実
3 施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

4 ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

5 管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、
6 内容等を定めて実施する。

7 イ 被害防除対策に関する事項

8 被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十
9 分なうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施する。
10 具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ご
11 みや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や
12 鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施する。

13 なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改
14 良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

15
16 **6 計画の記載項目**

17 (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目

18 希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

19 1 計画策定の目的及び背景

20 2 対象とする鳥獣の種類

21 3 計画期間

22 4 希少鳥獣の保護が行われるべき区域

23 5 希少鳥獣の保護の目標

24 (1) 現状

25 (2) 目標

26 6 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

27 7 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

28 8 その他希少鳥獣の保護のために必要な事項

29 | 人工増殖、放鳥獣等野生復帰等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施
30 体制等について必要な事項を定めるよう努める。

31
32 (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目

33 特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

34 1 計画策定の目的及び背景

35 2 対象とする鳥獣の種類

36 3 計画期間

37 4 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

38 5 特定希少鳥獣の管理の目標

39 (1) 現状

1 (2) 目標

2 6 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

3 7 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項

4 8 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

5 モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

6 7 計画の作成及び実行手續

7 (1) 検討会・連絡協議会の設置

8 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から
9 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

10 (12) 関係地方公共団体との協議

11 希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第7項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議する。

12 (23) 利害関係人の意見の聴取

13 法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努める。

14 (34) 計画の決定及び公表・報告

15 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知する。

16 (5) 計画に関する実施計画の作成

17 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。

18 (46) モニタリング

19 対象鳥獣の生息動向(生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等)、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検する。また、モニタリング結果の概要については、公表する。

20 なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努める。

21 8 計画の見直し

22 計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成度

1 や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

4

5 **9 計画の実行体制の整備**

6 前述の検討会・連絡協議会の設置等により、大学、研究機関、鳥獣の保護及び管理の専門家
7 等と連携を図り、地域住民の理解や協力を得ることにより、施策の一貫性が確保される体制を整
8 備する。

9

10

1
2 **III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項**

3
4 **第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間**

5
6 平成 29 年4月 1 日から平成 34 年3月 31 日までとする。

7 ただし、熊本地震(平成 28 年4月 14 日に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をい
8 う。)の影響により鳥獣保護管理事業計画を作成することが困難な場合には、平成 29 年4月 1 日
9 から平成 30 年3月 31 日までの間に限り、現行の鳥獣保護管理事業計画を延長できることとし、
10 その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成 34 年3月 31 日までとする。

11
12 **第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項**

13
14 鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下 IIIにおいて「鳥獣保
15 護区」という。)、特別保護地区(以下 IIIにおいて「特別保護地区」という。)及び休猟区に関する事
16 項として、以下の事項を盛り込む。

17
18 **1 鳥獣保護区指定の目的と意義**

19 鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、**狩猟**鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生
20 息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるもの
21 であり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

22
23 **2 鳥獣保護区の指定方針**

24 鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画
25 期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

26 また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団
27 体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その
28 際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係
29 の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対して
30 は、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者
31 の理解が得られるよう適切に対応する。

32 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特
33 別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針に
34 おいては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特
35 性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

36 (1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は 20 年以内とする
37 が、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

38 なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、隨時存続期間の見
39 直しを行う。

40 (2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関

する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

(3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

(4) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

(5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

(6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

(7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るために生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね 10,000ha(北海道にあっては 20,000ha)ごとに一箇所を選定し、面積は 300ha 以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいざれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1) 天然林

- 1 2) 林相地形が変化に富む地域
2 3) 溪流又は沼沢を含む地域
3 4) 餌となる動植物が豊富な地域

4 (2) 大規模生息地の保護区

5 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、
6 大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

7 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

- 8 ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
9 イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
10 ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

11 (3) 集団渡来地の保護区

12 集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(法第 80 条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

13 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、
14 その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

- 15 ア 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
16 イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多くかつた地域で、鳥類の渡りの経路上その回復
17 が必要かつ可能と考えられるもの

18 (4) 集団繁殖地の保護区

19 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、
20 草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

21 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

22 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

23 希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、
24 これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

25 (6) 生息地回廊の保護区

26 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

27 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

1 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

2 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活
3 環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察
4 や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な
5 鳥獣生息地の保護区を指定する。

6 7 **4 特別保護地区の指定**

8 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることか
9 ら、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内
10 の法第29条第7項第4号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)の指定を積極的に進
11 める。

12 このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地
13 及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。
14 なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させる
15 とともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するの
16 ではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

17 (1) 森林鳥獣生息地の保護区

18 良好的な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1
19 以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

20 (2) 大規模生息地の保護区

21 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる
22 中核的地区について指定するよう努める。

23 (3) 集団渡来地の保護区

24 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよ
う努める。

26 (4) 集団繁殖地の保護区

27 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる
28 中核的地区について指定するよう努める。

29 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

30 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

31 (6) 生息地回廊の保護区

32 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよ
う努める。

34 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

35 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

36 37 **5 特別保護指定区域**

38 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、
39 車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場

1 所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。
2 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制
3 する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

4

5 6 休獵区の指定

6 休獵区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつ
7 つ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休獵区の指定に当たって
8 は、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏
9 りがないよう配慮する。なお、休獵区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状
10 況も踏まえながら、可能な限り、当該休獵区に隣接する地区での新たな休獵区の指定を検討する。

11 休獵区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努め、さらに、休獵区面積の合計は、
12 狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

13 また、休獵区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区
14 域線により指定するよう努める。

15 なお、休獵区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、
16 また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画
17 に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

18

19 7 鳥獣保護区の整備等

20 (1) 管理施設、利用施設の整備

21 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、
22 巡視等の管理の充実に配慮する。

23 ア 管理施設の整備

24 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理の
25 ための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

26 イ 利用施設の整備

27 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活
28 用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の
29 整備に努める。

30 (2) 保全事業の実施

31 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣
32 の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善
33 に努める。

34 なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。

35 ア 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

36 イ 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の 概況(鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要)

37 また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係

する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

都道府県は、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣(傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等放野等を除く。)に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。

ア 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
イ 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

ウ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合に、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、獵区及び放鳥獣獵区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、必要に応じて狩猟資源量の調査を行い、当該鳥類の保護規制を活用して、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。

ブ 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。

シ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるため

の取組を行う。

- d 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- e 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。
- f 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

(3) 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(以下、単に「捕獲許可」という。)等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準にあたっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

1 なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条
2 の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係
3 る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）の
4 いざれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理な
5 く完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確
6 保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意
7 する。

8

9 (2) 許可に当たっての条件の考え方

10 捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法
11 の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における
12 安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、
13 見回りの実施方法並びに猟具の所有等について付す。

14 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点
15 から適切な条件を付す。

16 また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に
17 関する適切な条件を付す。

18

19 (3) わなの使用に当たっての許可基準

20 ア わなの構造に関する基準

21 わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、ぐくりわなの輪の
22 直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、誤誤捕獲のおそれが
23 少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

24 1) ぐくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- 25 a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、
26 輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
27 b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12
28 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメート
29 ル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

30 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

31 鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝
32 撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が
33 達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

34 3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

35 はこわなに限る。

36 イ 標識の装着に関する考え方

37 法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等
38 の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合におい
39 ては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものである。

1
2 (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
3 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特
4 に慎重に取り扱う。

5
6 (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方
7 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が
8 生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露するしない構造及
9 び素材の装弾以外の銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

10
11 2 目的別の捕獲許可の基準
12 捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可に
13 おける法人の従事者にも適用する。

14
15 2－1 学術研究を目的とする場合
16 (1) 学術研究
17 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限
18 りでない。

19 ア 研究の目的及び内容
20 次の1)から4)までのいずれにも該当すること。
21 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
22 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認め
23 ない。
24 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができ
25 ないと認められること。
26 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
27 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
28 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

29 イ 許可対象者
30 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。
31 ウ 鳥獣の種類・数
32 研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣又は生態系
33 や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合に
34 は、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

35 エ 期間
36 1年以内。

37 オ 区域
38 研究の目的を達成するために必要な区域とする。

39 カ 方法

1 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

2 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている獵法(以下「禁止獵法」という。)ではないこと。

2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落することもあること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わな又は手捕。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

- 1
- 2 2－2 鳥獣の保護を目的とする場合
- 3 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的
- 4 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成される
- 5 よう行われるものとする。
- 6 ア 許可対象者
- 7 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、第一種特定鳥
- 8 獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- 9 イ 鳥獣の種類・数
- 10 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。
- 11 第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等に
- 12 ついて、目標との整合に配慮する。
- 13 ウ 期間
- 14 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年
- 15 にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応するこ
- 16 と。
- 17 エ 区域
- 18 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- 19 オ 方法
- 20 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探ること。
- 21
- 22 (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- 23 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限
- 24 りでない。
- 25 ア 許可対象者
- 26 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公
- 27 共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- 28 イ 鳥獣の種類・数
- 29 必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)。
- 30 ウ 期間
- 31 1年以内。
- 32 エ 区域
- 33 申請者の職務上必要な区域。
- 34 オ 方法
- 35 禁止猟法は認めない。
- 36
- 37 (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- 38 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限
- 39 りでない。

1 ア 許可対象者

2 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公
3 共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

4 イ 鳥獣の種類・数

5 必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)。

6 ウ 期間

7 1年以内。

8 エ 区域

9 必要と認められる区域。

10 オ 方法

11 禁止猟法は認めない。

12

13 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

14 (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

15 ア 許可対象者

16 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合にお
17 いては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟
18 免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する
19 許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許
20 可対象者とすることができます。

21 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

22 b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されて
23 いること認められること

24 c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

25 d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていること認められること

26 イ 鳥獣の種類・数

27 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。

28 ウ 期間

29 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年
30 にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応するこ
31 と。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮す
32 ること。

33 エ 区域

34 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

35 オ 方法

36 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣
37 類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する
38 場合については、この限りではない。

39 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

1

2 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(本項において「被害」という。)の防
4 止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合
5 (本項において「予察」という。)についても許可する基準とする。

6 ア 許可対象者

7 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とする。し、銃器を
8 使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第1種銃猟
9 又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟
10 免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の 1)
11 から 4)に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができます。

12 1) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣(アライグマ、ハクビシ
13 ン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等)の鳥獣を捕獲する場合であって、次
14 に掲げる場合

15 ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

16 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能
17 性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上
18 の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められ
19 る場合

20 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の
21 雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

22 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノ
23 シシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

24 4) 法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合

25 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

26 b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保され
27 ていると認められること

28 c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

29 d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

30 イ 鳥獣の種類・数

31 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則と
32 して、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去す
33 る必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

34 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であ
35 ること。

36 ウ 期間

37 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が
38 実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと
39 認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

1 なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

2 エ 区域

3 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

7 オ 方法

8 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

11 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

12 カ その他

13 a 第二種特定鳥獣管理計画との関係

14 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

17 b 被害防除対策との関係

18 原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。

20 c 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

21 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

25 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

27 d 予察捕獲

28 予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

31 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的の計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

38 e 狩猟期間中及びその前後における取り扱い

39 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的

1 の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認
2 した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等
3 関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

4

5 2－4 その他特別の事由の場合

6 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法
7 がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

8

9 (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

10 ア 許可対象者

11 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

12 イ 鳥獣の種類・数

13 展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)。

14 ウ 期間

15 6か月以内。

16 エ 区域

17 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

18 オ 方法

19 禁止猟法は認めない。

20

21 (2) 愛玩のための飼養の目的

22 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別の
23 事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である
24 等)があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。

25 なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

26 ア 許可対象者

27 自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に
28 当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限
29 る。)又はこれらの者から依頼を受けた者。

30 イ 鳥獣の種類・数

31 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とす
32 る。

33 ウ 期間

34 繁殖期間中は認めない。

35 エ 区域

36 住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然
37 公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)。

38 オ 方法

39 禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な

1 使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

2
3 (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
4 ア 許可対象者

5 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

6 イ 鳥獣の種類・数

7 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とす
8 ること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

9 ウ 期間

10 6か月以内。

11 エ 区域

12 住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。
13 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

14 オ 方法

15 網、わな又は手捕。

16

17 (4) 鵜飼漁業への利用の目的

18 ア 許可対象者

19 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

20 イ 鳥獣の種類・数

21 ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽、個)。

22 ウ 期間

23 6か月以内。

24 エ 区域

25 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

26 オ 方法

27 手捕。

28

29 (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

30 ア 許可対象者

31 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)。

34 イ 鳥獣の種類・数

35 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)。

38 ウ 期間

39 30日以内。

1 エ 区域

2 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

3 オ 方法

4 禁止猟法は認めない。

5

6 (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

7 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境
8 影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又
9 は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を
10 目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

11

12 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

13

14 3－1 捕獲許可した者への指導

15 (1) 捕獲物又は採取物の処理等

16 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰つ
17 て適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋
18 設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

19 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカに
20 ついては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品
21 タグ)の装着により、国内で違法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

22 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第
23 40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

24 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以
25 外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場
26 合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法
27 第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

28 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣
29 の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ
30 捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

31

32 (2) 従事者の指揮監督

33 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を
34 具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

35

36 (3) 危険の予防

37 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の
38 対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

39

1 (4) 錯誤捕獲の防止

2 ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏ま
3 えつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕
4 獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施
5 できるように、放獣体制の整備に努める。

6

7 3－2 許可権限の市町村長への委譲

8 条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許
9 可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、
10 特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

11 また、絶滅のおそれのある地域個体群、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許
12 可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町
13 村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

14 都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及
15 び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の
16 執行状況報告が行われるよう助言する。

17 なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を
18 課すことにならないよう配慮する。

20

21 3－3 鳥類の飼養登録

22 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管
23 理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- 24 (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。
25 (2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体につ
26 いては、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、
27 個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
28 (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により
29 確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
30 (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、
31 譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数複数の個体を飼養をする等、不正な飼養が行
32 われないようにすること。

33 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行
34 われないよう適正な管理に努める。

35

36 3－4 販売禁止鳥獣等の販売許可

37 (1) 許可の考え方

38 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可
39 する。

- 1 ア 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。
2 イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不
3 適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれの
4 あるものでないこと。

5

6 (2) 許可の条件

7 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販
8 売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

9

10 3－5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

11 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合について
12 は、捕獲許可のほか、法第 38 条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻
13 酒薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大
14 臣の許可を得る。

15

16 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

17

18 鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並
19 びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。

20

21 1 特定猟具使用禁止区域

22 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具
23 使用禁止区域に指定するよう努める。

24 (1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

25 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利
26 用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のた
27 め利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第4条第
28 6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が
29 相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域
30 (2) 静穏を保持するための地区

31 法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

32 (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

33 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野
34 外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故
35 発生のおそれの高い区域

36

37 2 特定猟具使用制限区域

38 特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持
39 のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとしている。

1 とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財
2 産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するよ
3 うに努める。

4

5 3 猟区

6 (1) 猟区の設定

7 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るた
8 め、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

9 ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術
10 と能力を有する場合に設定を認める。

11 イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受
12 けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

13 ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟
14 区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

15 エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

16

17 (2) その他

18 猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて
19 狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

20

21 4 指定猟法禁止区域

22 (1) 指定の考え方

23 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要
24 な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

25 特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、又は若しくは水鳥又は希少
26 猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度
27 で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握
28 し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつ
29 つ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

30 また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の
31 保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関
32 及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進
33 める。

34

35 (2) 許可の考え方

36 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によ
37 って、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場
38 合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系
39 の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

1
2 (3) 条件の考え方
3 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期
4 間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付
5 す。

6
7 第六 特定計画の作成に関する事項

8
9 鳥獣保護管理事業計画には、特定計画(以下第六において、単に「計画」という。)の作成に関
10 する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込む。また、広域指針が作成されている地域個体群
11 に係る計画については、当該広域指針との整合を図る。国が技術ガイドラインを作成している鳥
12 獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にする。

13
14 1 計画作成の目的

15 計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との
16 適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

17
18 2 対象鳥獣の単位

19 計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

20 ア 第一種特定鳥獣保護計画

21 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の
22 縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれがあると認められる鳥獣で
23 あって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当
24 該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準
25 に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその
26 生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

27 イ 第二種特定鳥獣管理計画

28 第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の
29 拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の
30 かく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水
31 産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維
32 持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に
33 縮小させる必要があると認められるものとする。

34
35 3 計画期間

36 計画期間は、原則として3~5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整
37 合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情
38 で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画

1 の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる
2 鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。
3

4 4 対象地域

5 計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、
6 行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

7 計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県
8 間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議、調整を行う。

9 5 計画の目標

10 科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あ
11 らかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を
12 行う。

13 保護又は管理の目標については、下記のとおり設定する。なお、下記の目標の設定に当たつ
14 ては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画
15 対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

16 また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管
17 理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門
18 家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。さらに、設定され
19 た目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又
20 は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、
21 当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の
22 中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目
23 標を設定する。

24 6 保護事業又は管理事業

25 当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成す
26 るための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の
27 多岐にわたる事業を組み合わせて実施する。

31 ア 個体群管理

32 (1) 共通事項

33 個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、齢
34 構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考
35 方を明示する。

36 (2) 第一種特定鳥獣保護計画

37 第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、
38 設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理(生息数、生息

1 密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。)を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方
2 法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定し
3 た目標の枠内で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地につ
4 いては、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

5

6 (3) 第二種特定鳥獣管理計画

7 第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕
8 獲等又は採取等の推進による個体群管理(生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を
9 含む。)を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないよ
10 うに留意する必要がある。

11

12 イ 生息環境管理

13 (1) 共通事項

14 生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るた
15 めの生息環境管理や、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにく
16 いよう行う生息環境管理を実施する。

17

18 (2) 第一種特定鳥獣保護計画

19 第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里
20 地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地において
21 は森林の育成等を実施する。

22

23 (3) 第二種特定鳥獣管理計画

24 第二種特定鳥獣保護計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切
25 な管理等を実施する。

26

27 ウ 被害防除対策

28 被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的
29 かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等に
30 よる予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地
31 の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

32

33 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

34 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ
35 当該特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕
36 獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管
37 理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の
38 実施者等を可能な範囲で定める。

1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「IV 指定管理鳥獣の管理に関する
2 事項」で詳述する。

3

4 8 計画の記載項目及び様式

5 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加し
6 て差し支えない。

7 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

8 1 計画策定の目的及び背景

9 2 保護すべき鳥獣の種類

10 3 計画の期間

11 4 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域

12 5 第一種特定鳥獣の保護の目標

13 6 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項

14 7 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

15 8 その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項

16 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等
17 について必要な事項を定めるよう努める。

18

19 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

20 1 計画策定の目的及び背景

21 2 管理すべき鳥獣の種類

22 3 計画の期間

23 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

24 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

25 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

26 (指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)

27 7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

28 8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

29 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等
30 について必要な事項を定めるよう努める。

31

32 9 計画の作成及び実行手続

33 (1) 検討会・連絡協議会の設置

34 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から
35 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

36

37 (2) 関係地方公共団体との協議

38 計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に
39 係る市町村(教育委員会を含む。)と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地域

1 個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、法第7条第7項(第7
2 条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に基づき、計画の対象とする地域個体
3 群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

4 なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあって
5 は、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

6

7 (3) 利害関係人の意見の聴取

8 利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他 の方法により行う。都道府県におい
9 て計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者
10 団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での
11 鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

12 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ
13 都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等
14 事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容
15 が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をす
16 る。

17

18 (4) 計画の決定及び公表・報告

19 計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告
20 する。

21

22 (5) 計画に関する実施計画の作成

23 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごと
24 の実施計画(以下「実施計画」という。)としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府
25 県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止
26 特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥
27 獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

28

29 10 計画の見直し

30 計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価
31 し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

32

33 11 計画の実行体制の整備

34 施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により
35 大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特
36 に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。
37 国は、都道府県の支援に努める。

38

1 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

3 鳥獣保護管理事業計画には、法第 78 条の 2 に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査
4 に関する以下の事項を参酌して盛り込み、実施する。

6 1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

7 (1) 鳥獣生息分布等調査

8 都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査す
9 る。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図
10 を作成する。

12 (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

13 都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状
14 況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に
15 実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要がある
16 ため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査
17 精度の向上に努める。

19 (3) 狩猟鳥獣生息状況調査

20 主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。
21 狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化
22 を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当
23 該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、
24 その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟に
25 よる捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

27 (4) 特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

28 特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指
29 定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報
30 及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

32 2 法に基づく諸制度の運用状況調査

33 (1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

34 鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の
35 生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を
36 検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥
37 獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配
38 慮しながら実施する。

1 (2) 捕獲等情報収集調査

2 法に基づいて行われる捕獲(狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)について
3 は、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲
4 個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別及び目撃数等から収集するべき基本的な項目を定め、報告させ
5 る。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数
6 の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

7 また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、
8 捕獲後の処置)を可能な限り報告させる。

9

10 (3) 制度運用の概況情報

11 都道府県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。都道府県はこの情報を鳥獣保
12 護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

13

14 3 新たな技術の研究開発

15 (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

16 銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わ
17 せた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発、及び、錯誤捕獲の少ないく
18 くりわなや箱わなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発
19 及びそのリスク評価を進める。

20 また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

21

22 (2) 被害防除対策に係る技術開発

23 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らか
24 にし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物
25 の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開
26 発を進める。

27

28 (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

29 捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進める。

30

31 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

32

33 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を
34 盛り込む。

35

36 1 鳥獣行政担当職員

37 都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者
38 登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよ
39 う努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用

1 しつつ効果的な取締りを行う。

2 | ~~計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修(司法警察員としての研修を含む。)を行う。特定計画の作成を担当する職員については、国、大学等が提供する研修を活用する。都道府県は、市町村の担当職員に対して、定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う。~~

5 | 6 2 鳥獣保護管理員

7 | (1) 鳥獣保護管理員の活動について

8 | 鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

12 | (2) 鳥獣保護管理員の任命について

13 | 鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

17 | (3) 鳥獣保護管理員の総数について

18 | 各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

20 | 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

22 | 鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

26 | (1) 人材の育成及び配置

27 | ア 都道府県職員の育成及び配置

28 | 鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施に関する内容を有する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修(司法警察員としての研修を含む。)を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う。

34 | イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

35 | 都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

39 | ウ 市町村職員の育成

1 都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

5 エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

6 都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

10 11 (2) 狩猟者の数の確保

12 都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

16 17 4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

18 鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。

20 近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、これまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努める。

24 25 5 取締り

26 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

28 なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力に努める。

29 (1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

30 (2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

31 ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

32 イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行いうよう配慮する。

34 (3) 特にタカラ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行いうよう配慮する。

37 (4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)及びその他捜査に関する所定の手続を踏ました上で領置等の捜査を行う。

- 1 (5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工
2 品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- 3 (6) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕
4 獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に
5 行うよう配慮する。
- 6 (7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣
7 保護管理員の動員体制を整備する。
- 8 (8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者として
9 のマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開
10 催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- 11 | (9) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣す野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観
12 点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- 13 (10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一
14 層の連携強化に努める。

15

16 6 必要な財源の確保

17 鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法(昭和 25 年法律第 226
18 号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指
19 定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

20

21 第九 その他

22 以下について、必要な事項を記載するよう努める。

23

25 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

26 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理
27 事業をめぐる現状と課題を整理する。

28

29 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

30 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定
31 の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、
32 鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向
33 性を示す。

34

35 3 狩猟の適正化

36 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保
37 護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

38

39 4 傷病鳥獣救護への対応

40 傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

1 (1) 目的や手法の明確化

2 傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を
3 含めた鳥獣の野生復帰放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境
4 モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的
5 及び意義を明確化することが重要である。特に行行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こ
6 うした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対
7 応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常把握につながる情報を収集す
8 る観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。

9

10 (2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

11 傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等に
12 よる普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師(獣医師団体を含む。)、動物園、自然保護
13 団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク
14 体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の
15 上で民間による積極的な取組を推進する。

16 なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対
17 し周知徹底する。

18

19 (3) 傷病鳥獣の個体の処置について

20 傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続きを行った上で、必要なデータ
21 を収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、野生復帰放野が可能な個体については、
22 治療、リハビリテーション及び野生復帰放野を行う。放野野生復帰が不可能又は(1)で明確化し
23 た目的及び意義に適合しないを踏まえて放野することが適當ではない個体については、治療、繁殖・
24 研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を
25 検討する。

26 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和
27 48年法律第105号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、
28 非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、
29 飼養登録をしなければならないことに留意すること。

30

31 (4) 感染症対策

32 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の
33 有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医
34 療に関する法律(平成10年法律第114号)、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)等の関
35 係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分
36 留意する。

37 さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病
38 が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病
39 の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

1 なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供
2 するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

3 | (5) **野生復帰放野**

4 | **野生復帰放野**は以下のような考え方を基本として対応する。

5 | ① 対象個体の傷病が治癒していること、採飢能力、運動能力や警戒心が回復していること等
6 | を確認する。

7 | ② 発見救護された場所で**野生復帰させ放野**することを基本とし、それが不適当又は困難な場
8 | 合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

9 | ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

10 | 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

11 | 都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生し
12 | た場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に
13 | 実施されるよう、予め、連絡体制の整備を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境
14 | 省が実施する研修を、受講させるよう努める。

15 | 6 感染症への対応

16 | 野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道
17 | 府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

18 | (1) 高病原性鳥インフルエンザ

19 | 人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥イン
20 | フルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整
21 | 備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

22 | また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を
23 | 適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握
24 | に努める。

25 | (2) その他感染症

26 | その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、
27 | 口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努め
28 | る。

29 | 7 普及啓発

30 | (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

31 | 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に
32 | 関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の
33 | 際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可

1 欠な場合があることにも理解を求ることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明すること
2 が必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。
3 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影
4 韻に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

5

6 (2) 安易な餌付けの防止

7 鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発
8 は、以下の点について留意して推進する。

9 ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

10 イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際
11 には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮
12 を行う。

13 ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因誘引餌の
14 管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

15

16 (3) 猟犬の適切な管理

17 獵犬による事故防止を図るため、獵犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、獵犬の
18 管理について狩猟者に注意を促す。

19

20 (43) 野鳥の森等の整備

21 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得するこ
22 ができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を
23 整備するよう努める。

24

25 (45) 愛鳥モデル校の指定

26 鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛
27 鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学
28 校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺
29 に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

30

31 (56) 法令の普及の徹底

32 本法の適用除外等特に都道府県民に關係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、
33 パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

1
2 **IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項**

3
4 **第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項**

5
6 **1 目的**

7 指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県に
8 おいて、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画
9 に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。
10 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都
11 道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事
12 項を定めるとともに、**指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(以下「指定管理鳥獣捕獲等事**
13 **業実施計画」という。)を作成する。**

14 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する
15 都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状
16 況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした
17 可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲
18 等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

19
20 **2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目**

21 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実
22 情に応じ、適宜項目を追加して差支えない。

23 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 24 1 背景及び目的
- 25 2 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 26 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 27 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 28 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 29 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 30 (1) 捕獲等の方法
- 31 (2) 捕獲個体の放置に関する事項(実施する場合に限る。)
- 32 (3) 夜間銃猟に関する事項(実施する場合に限る。)

- 33 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 34 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 35 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

36
37 **第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項**

38 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

1 1 背景及び目的

2 第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

7 2 対象鳥獣の種類

9 対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

12 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

14 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。なおただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

18 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

20 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

25 また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

30 なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

33 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

35 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

38 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

40 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。

1 (1) 捕獲等の方法

2 指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法に
3 については、使用する猟法(銃猟、わな猟、網猟等)や規模(日数、回数、人数等)等を定める。
4 また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定
5 めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方
6 法を定める。

7 (2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項(実施する場合に限る。)

8 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第 18 条で鳥獣の放置が認められる場合(適切
9 な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれがある場合として環境省令で
10 定める場合)以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがない、かつ、指定管理
11 鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定めら
12 れている場合においては、法第 14 条の2第8項第1号に基づき、捕獲等をした場所に放置す
13 ることが認められている。

14 捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に
15 関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全
16 並びに生活環境への配慮事項を定める。

17 捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止
18 するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定める。

19 また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物
20 を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定め
21 る。

22 住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する
23 地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそ
24 れがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民
25 等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合にお
26 いては、放置をしない旨を定める。

27 なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕
28 獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取し、放置する区域の土地所有者
29 や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、
30 放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場
31 合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に
32 関する情報収集に努める。

33 (3) 夜間銃猟に関する事項(実施する場合に限る。)

34 夜間銃猟については、捕獲等の対象をはつきりと判別することが困難であり、銃砲の発射
35 により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第 38 条第1項に
36 基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事
37 が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可
38 能である場合は、夜間銃猟を実施する。

1 能と判断した場合に限定して、夜間銃獵を行う。

2 夜間銃獵を実施しようとする場合は、夜間銃獵に関する事項として、夜間銃獵を実施する
3 必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者(夜間銃獵を実施する際の安全管理を図る
4 ための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。)、安全
5 管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。

6 なお、具体的な内容については、法第14条の2第8項第2号に基づき、受託者が、夜間銃
7 獵に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

8 夜間銃獵においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的に
9 みても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定め
10 る。このため、夜間銃獵を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専
11 門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

12 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

13 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体(都道府県又は国の機関、
14 直営又は委託等)を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定
15 する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指
16 定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、
17 結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大
18 学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制
19 を定める。

20 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

21 住民(実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。)の安全の
22 確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

23 住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通
24 じて実施すべき安全確保の方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する
25 住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保の方
26 策として、銃獵実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の
27 掲示等を定める。

28 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

30 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮
31 その他の事項を定める。

32 (1) 被害防止計画に基づく施策との連携

33 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指
34 定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業が円滑か
35 つ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力する。

36 (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

1 指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。
2 例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

3

4 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

5 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用
6 する際には訓練を確実に行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟
7 犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

8 さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複して
9 いて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事
10 業の実施にあっては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕
11 獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、時期、錯誤捕獲された様態、捕
12 獲後の処置)を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

13

14 (4) 地域社会への配慮

15 地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上
16 では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等に
17 ついて、地域社会とのあづれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の
18 必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

19

20 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

21

22 安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲
23 等事業実施計画を作成し実行する。

24

25 1 関係地方公共団体との協議

26 法第14条の2第4項において準用する第7条第7項に規定する関係地方公共団体との協議に
27 ついては、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るた
28 め、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理
29 においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議
30 会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

31 また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等
32 の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

33

34 2 利害関係人の意見の聴取

35 法第14条の2第4項において準用する第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取につ
36 いては、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実
37 施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよ
38 う留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合
39 意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努め

1 る。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林
2 野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

3 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ
4 都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作
5 成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。

6 7 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

8 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、
9 法第14条の2第4項において準用する第4条第5項に基づき環境大臣に報告する。

10 11 4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

12 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の
13 鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定
14 め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれ
15 るときは、法第14条の2第4項において準用する第7条第6項に基づき、あらかじめ、環境大臣と
16 協議する。

17 都道府県知事は、法第14条の2第3項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施
18 区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過す
19 る日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

20 21 5 国の機関が実施する場合の手続

22 法第14条の2第5項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において
23 必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥
24 獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定
25 管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関
26 の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじ
27 め、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施
28 計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事
29 の確認を受ける。

30 都道府県知事は、法第14条の2第5項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等
31 事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲
32 数、事業の内容(捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。)、事業
33 の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣
34 捕獲等事業実施計画に適合することの確認をする。

35 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第14条の2第6項に基づき、実施期間
36 が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知
37 事に通知する。

1 第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

3 指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定される
4 ことから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜
5 間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の2第8項第2号に基
6 づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事
7 業者に委託する。

8 委託に当たっては、以下の考え方で行う。

10 1 委託先の考え方

11 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点か
12 ら選定する。ものとし、選定にあたっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏
まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成
する観点からも、

15 特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事
者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることにかんが
16 みれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ま
しく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点からもの積極的な活用が期待される。ただし、認定
17 鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事
業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見
21 込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

22 さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十
23 分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考
24 虑する。

25 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等があ
26 る場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者
27 団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調
28 して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

30 2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

31 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、
32 業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実
33 績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務
34 内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理
35 鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等
36 を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、
37 必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

39 3 従事者証の交付

1 指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等の許可を要し
2 ないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕
3 獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

4 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第 14 条の2第
5 9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従
6 事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施
8 する際には、従事者証を携行させる。

10 第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

12 1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成

13 指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体
14 制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第 14 条の2第8項第2号に基づ
15 き、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業
16 者に委託する。

17 夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第 14 条の2第8項第2号
18 に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、
19 以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

20 (1) 夜間銃猟の実施日時

21 夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間
22 帯を定める。

23 (2) 夜間銃猟の実施区域

24 夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定め
25 る。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ること
26 が可能な場所を選定する。

27 (3) 夜間銃猟の実施方法

28 夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃
29 猟の実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種
30 類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全
31 性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範
32 囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊
33 急連絡体制等を定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための
34 方策について定めるよう努める。

35 (4) 夜間銃猟をする者

36 夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許及び銃所持許可証の
37 番号及び交付年月日を記載した名簿を提出する。

38 (5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項(住民の安全確保のために特に必要な措置及び周 39 辺地域への注意喚起の方法等)

1 夜間銃獵を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる
2 措置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃獵の実施区域
3 における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確
4 保、事故発生時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時
5 間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

6 また、夜間銃獵を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の
7 合意を得る。

9 2 夜間銃獵の実施手続

10 夜間銃獵を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分
11 な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃獵に関する作業計画を書面にて提出する。

12 都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨
13 の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃獵をする者として確認を
14 受けた捕獲従事者に夜間銃獵をさせること。

15 都道府県知事は、夜間銃獵の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施
16 日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃獵の必要性や
17 効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合
18 する旨の確認を行う。特に、夜間銃獵をする者については、夜間銃獵を実施する際の安全管理を
19 図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
20 のうち、夜間銃獵の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。

21 なお、都道府県知事が、夜間銃獵の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理
22 鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等にかんがみ、安全確保
23 の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会
24 及び実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。

26 第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

28 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の
29 受託者等から捕獲情報等(鳥獣種、捕獲数(雌雄別、幼成獣別等)、捕獲場所、捕獲努力量等)
30 を収集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃獵の実施後には、専門家、関係者等の意
31 見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃獵の効果を検証する。

32 さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法
33 等について検討する。

34 また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報
35 等(費用等を含む。)の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管
36 理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の
37 目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等
38 事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じ
39 て次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行う

- 1 に当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応じて外部の専門家と連携して実施する。
- 3 国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報
- 4 共有に努める。